

社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則第11条第3項および伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則第39条第5項の運用について

1. 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団職員給与規則(以下「職員給与規則」)第11条第3項および伊丹市社会福祉事業団契約社員就業規則(以下「契約社員就業規則」)第39条第5項には、以下に定める基準を適用する。
2. 社会福祉法人伊丹市社会福祉事業団就業規則(以下「就業規則」)第2条第2項(以下「Ⅱ種職員」)および第5項(以下「契約社員」)の適用を受ける者のうち、以下の役割等級および職務の区分に属する者を対象とする。

役割等級	職務の区分	
L1	生活支援ヘルパー(F表)	その他職員(無資格等)(G表)
L2	介護福祉士(D表)	介護員等(E表)

3. 前項に属する者のうち、下記の資格を取得した場合において、その申し出があった場合には、申し出を受理した日の属する月の翌月から役割等級及び職務の区分を変更し、併せて俸給表の異動を行うこととする。
 - (1) 基準緩和型サービス従事者研修または生活援助従事者研修
 - (2) 介護職員初任者研修または介護福祉士実務者研修
 - (3) 介護福祉士
4. 前項の申出により俸給表の異動を行う場合は、以下の通り決定する。
 - (1) 異動前に決定していた支給額に最終学歴に応じて下表に定める額を加算した額を有する号俸とする。
 - (2) 異動前に決定していた支給額に最終学歴に応じて下表に定める額を加算した額に一致する号俸がない場合は、直近上位の額を有する号俸とする。
 - (3) 前各号により決定した号俸が、初任給号俸を下回る場合は、初任給号俸を下限とする。

最終学歴による加算額 (単位:円)

最終学歴	加算額
中卒・高卒・専門・高専・短大卒	5,800
大卒・院卒	7,800

附 則

この運用基準は、令和2年5月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和4年6月1日から適用する。

附 則

この運用基準は、令和4年10月1日から適用する。